

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

Title	上告受理申立理由についての覚書：契約の解釈をめぐる裁判例の検討を手がかりに
Author	鶴田, 滋
Citation	大阪市立大学法学雑誌. 66 卷 1-2 号, p.284-262.
Issue Date	2020-03
ISSN	0441-0351
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学法学会
Description	高橋眞教授・吉井敦子教授退任惜別記念号
DOI	10.24544/ocu.20210413-004

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

上告受理申立理由についての覚書

——契約の解釈をめぐる裁判例の検討を手がかりに——

鶴 田 滋

目 次

- I 問題の所在
- II 契約の解釈と上告理由・上告受理申立理由
- III 水保病補償協定の解釈をめぐる裁判例の検討
- IV おわりに

I 問題の所在

1 本稿の目的

本稿は、契約の解釈が主要な争点となった裁判例を検討することを通じて、上告裁判所としての最高裁判所が上告受理申立理由をどのような基準で審査をすべきかについて、若干の検討をすることを目的とする。

2 問題状況

現在の民事訴訟法によれば、最高裁判所に対する上告は（民事訴訟法311条1項）、「判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするとき」（民事訴訟法312条1項）、および、民事訴訟法312条2項各号に掲げられた重大な手続違背すなわち絶対的上告理由に基づく場合にのみ、することができる。これに対して、単なる法令違反を理由とする上告は許されてい

ない。これは、高等裁判所に対する上告は、「判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があること」を理由にすることができるのと対照的である（民事訴訟法312条3項）。上告審である最高裁判所に対して、法令違反を理由に原判決の破棄を求めるためには、まず、上告受理申立てを行い、かつ、それが受理される必要がある（民事訴訟法318条）。上告の受理が許されるのは、「原判決に最高裁判所の判例（これがない場合にあっては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある事件」、および「その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件」に限られる（民事訴訟法318条1項）。このように、最高裁判所に対する上告権を制限することにより、最高裁判所の事務負担の軽減が図られている¹⁾。

以上のような、最高裁判所に対する上告の規律、とりわけ上告受理申立制度に対しては、次の3つの観点から批判がなされている。

第1に、支配的見解が、「法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる」かどうかの判断について最高裁判所の裁量権を認めていることにある²⁾。この文言は、もともと「重要な事項」という一般条項的なものであるために、これに含まれるかどうかの判断基準も曖昧であるのに、さらに、この点の判断について裁判所に裁量権を認めてしまうと、上告を不受理にするかどうかについての当事者の予見可能性を著しく低下させてしまう。そこで、この点についての最高裁判所の裁量権を否定し、最高裁判所は、上告受理申立義務を負うことを主張する見解が存在する³⁾。

第2に、支配的見解は、当該事案を超えた広い射程距離をもつ法令解釈の違反が問題となっている場合にのみ上告が受理されるとする。しかし、そのような法令違反が問題となっていなくとも、それが当該事案の結果に影響を及ぼすものである場合にも、当事者の権利救済のために、上告受理を許すべきである、

1) 平成8年民事訴訟法による上告受理申立制度の成立経緯と趣旨をコンパクトにまとめている文献として、高田裕成他編『注釈民事訴訟法第5巻』（有斐閣、2015年）312頁以下〔勅使川原和彦〕。

2) 松本博之『民事上告審ハンドブック』（日本加除出版、2019年）261頁。

3) 松本・前掲注(2)262頁。

との批判がある⁴⁾。それだけでなく、このような取扱いと、高等裁判所に対する上告の取扱いとのバランスも問題とされている。すなわち、高等裁判所に対する上告の場合には、法令解釈の違反が当該事案を超えた広い射程範囲をもつかどうかに関係なく、当該事案の結果に影響を与える場合には、上告裁判所は原判決を破棄しなければならない、とされているため、どの裁判所が上告審となるかによって法適用の不平等が生じ、これは、憲法上の法治国家原則および平等原則に鑑みて重大な問題であると指摘される⁵⁾。

第3に、上告受理申立ては決定手続で審理されるため、最高裁は上告受理決定および不受理決定のいずれについてもその理由を付する必要はないとされていることにも疑問が提起されている⁶⁾。なぜなら、どのような理由で上告が不受理となったのかが分からない限り、当事者はどの範囲で上告受理が許されるのかについての予見可能性が低下するからである。この問題は、上告受理義務を認める立場によるとりわけ重大となるが、そうでなくとも、当該事案における法令解釈違反が、当該事案を超えた射程をどの程度有する場合に上告が受理されるのか、という判断の目安が分からないことは、当事者の予見可能性の確保にとって重大な問題であろう。

3 上告不受理決定の検討の必要性

以上に述べたような、上告受理制度に対する批判がなされる背景には、上告受理申立てに対する不受理決定の多さにある。最高裁判所の上告受理事件における平成30年の既済事件の総数は、2053件であるが、そのうち、上告が受理されたのは23件（そのうち、上告が棄却されたのは8件、原判決が破棄されたのは15件）であり、既済事件総数に対する受理決定数の割合は、1.12%にすぎな

4) 高橋宏志『重点講義民事訴訟法下（第2版補訂版）』（有斐閣、2014年）671頁、山本克己「最高裁判所による上告受理及び最高裁判所に対する許可抗告」ジュリ1098号（1996年）83頁、田原睦夫「弁護士から見た今後の上告制度の活用」三宅省三他編『新民事訴訟法体系（4）』（青林書院、1997年）77頁など。

5) 松本・前掲注(2)262頁。

6) 松本・前掲注(2)290頁。

い。これに対して、不受理決定数は、2004件あり、既済事件総数に対する割合は、97.61%である（この他、取下げが15件、その他が11件ある⁷⁾。それ以前のデータをみても、既済事件総数に対する上告受理決定数の割合は、1%台から2%台で推移している⁸⁾。

このように、上告受理決定がなされる割合が著しく低い状況が常態化している現状を見れば、最高裁判所の事務負担の軽減のために、当事者の権利救済や法令解釈の統一という上告制度の目的をないがしろにしている、との推測が成り立ちうる。さらに、上告が受理されたわずかな事件のうちで、最終的に上告理由がないとして棄却された事件が、上告理由があり原判決が破棄された事件と比べて少ないことも気にかかる。本来であれば、上告が受理されるかどうかは、「判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある」かどうかには関係なく（民事訴訟法312条2項）、すなわち、原判決の結論の妥当性や上告理由の有無とは関係なく、個別事件の解決を超えた法令解釈が問題となっているかどうかにより判断されるべきである⁹⁾。それにもかかわらず、上告受理申立理由が存在するに、仮に上告が受理されても上告が棄却される可能性が高いことを理由に、上告不受理決定が下されているのではないか、という推測も生じうる。とりわけ上告不受理決定に理由が付されないことから、その判断の正当性を検証できない以上、そのような推測を否定し得ない¹⁰⁾。

7) 最高裁判所『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第8回）』158頁。

8) 松本・前掲注(2)42頁以下を参照。

9) 立法担当者による座談会においても、上告棄却となることが明らかであっても民事訴訟法318条の要件を充たす限り、上告を受理すべきであることが確認されている。竹下守夫他編集代表『研究会新民事訴訟法』（有斐閣、1999年）428頁以下。

10) 2019年11月3日に神戸市において開催された第16回世界訴訟法会議におけるDaniel Mitidieroによる「民事裁判の説明責任と透明性 ジェネラルリポート『西洋諸国』」148頁〔浅野雄太訳〕に次のような叙述がある。すなわち、「判決を理由付ける義務は、法治国家に内在的なものであり、当事者に公正な審理を受ける権利についての真の評価の場となるものである。法的理由づけなしには、また、諸々の規範（に）従いその判決が導かれた理由について当事者や社会に対して説明責任を負っていなければ、司法の役割は単に権力を働かせるだけであり、法の枠外の影響をうけただけとなるかもしれないし、また不公平な指示の下で監督されるかもしれ

しかし、上告不受理決定数の割合が高いことだけから、以上の批判をすることは早計であろう。上告不受理決定に理由が付されていないとしても、最高裁判所は、上告を受理するか、不受理とするかの判断を適切に行っており、その結果、上告不受理決定数の割合が著しく高くなっているにすぎない、と評価することも可能であるからである。

そこで、最高裁判所が、上告受理・不受理の判断を適切に行っているかを検証するためには、最高裁判所が上告を不受理とした決定が、法令や最高裁の過去の判例に照らして、民事訴訟法318条1項所定の要件を充たしていないと適切に判断しているかどうかをチェックする必要があるだろう。もっとも、上告不受理決定に理由が付されていれば、通常の判例評釈と同様に、決定理由の論理を検証すれば足りるが、理由が付されていないので、検証者自らが、上告不受理決定が下された事案において、法令や先例に照らしてこの事案が上告不受理とすることが適切であったかどうかを判断せざるを得ない。このような作業には検証者の恣意が入り込みやすいが、それでも他に手段がない以上、この作業は必要であると考ええる。

4 考察の方法

以上の問題意識から、本稿では、控訴審判決に対する上告受理申立てが最高裁判所により不受理にされたある裁判例（最決平成30年10月18日【LEX-DB文献番号】25562188。以下「本裁判例」と表記する¹¹⁾）を検討することを通じて、最高裁判所による上告不受理決定の妥当性を検証することとしたい。本裁判例は、水俣病補償協定の解釈をめぐる事件であるが、これを取り上げるのは次の理由による。まず、この事件は、当事者間に事実認定をめぐる争いはほとんどなく、専ら契約の解釈をめぐる争いであることから、法律審による判断になじみやすい事件であると推測できるからである。また、これが水俣病の認定

ゝれない」。

11) 本決定では、「本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。」とのみ記載されている。

問題に関わる事件であることから、補償協定の解釈如何が、水俣病と認定されている、または、今後認定されうる多数の市民に影響を与えるものであると推測されるからである。このように、一見すると、上告受理決定をするのになじみやすい事件であるにもかかわらず、最高裁判所は、上告を不受理とした決定を下したため、その理由を検証する必要があると考える。

そこで、本稿では、次の順序で考察を行う。まず、契約解釈の方法に誤りがあることを理由に上告が認められるか否か、さらにはこれが上告受理申立理由となるかどうかについて、これまでの学説および判例を紹介することにより確認をする（Ⅱ）。これを前提に、本裁判例を検討して、本裁判例の控訴審判決に対する上告受理申立てに理由がないと言えるのかどうかを検証する（Ⅲ）。最後に、本稿のまとめを述べる（Ⅳ）。

Ⅱ 契約の解釈と上告理由・上告受理申立理由

Ⅰ 個別の契約の解釈と上告理由（原判決破棄理由）

民事訴訟法321条1項によれば、「原判決において適法に確定した事実は、上告裁判所を拘束する」と定められ、この規定と前述の民事訴訟法312条により、上告裁判所は、原審において適法に認定された事実を前提に、原判決の法令違反の有無を審査すべきものとされている。さらに、法令違反が判決に影響を及ぼすことが明らかであることが、高等裁判所に対する上告の場合には上告理由および原判決破棄理由となるし（312条3項、325条1項後段）、最高裁判所に対する上告の場合には原判決破棄理由となる（325条2項）。しかし、どのような基準で事実問題と法律問題を区別するかは、困難な問題である。

例えば、行政処分や私法上の法律行為は、その解釈は法律問題となるが、それ自体は法令ではない。同様に、会社の定款、就業規則、普通保険約款、労働協約のような一般的抽象的規範も、国家その他の団体の立法的権力に基づくものではなく、本来は私的自治の所産であるから、その効力および解釈は法律問題となるが、それ自体は法令ではない¹²⁾。

意思表示の解釈は、当事者の意思表示の法的な意味内容を確定する作業であり、このうち、①外部的な随伴事情を含む外部的表示内容、②表意者が表示行為のさいに何を欲していたか、表意者が主観的に意欲されていたことがらが相手方に実際に知られていたかどうか、および、③表示内容の法的評価とくに法的性質決定の3つに区別される¹³⁾。このうちの前二者は、純粋な事実問題であり、最後の表示内容の法的評価、法的性質決定のみが法律問題に属するとされる¹⁴⁾。ただし、前二者の場合であっても、確定した意思表示に解釈の余地がないか検討することは、上告裁判所が審査権を有する法律問題であるとされる¹⁵⁾。

しかし、そうであるからといっても、個別契約限りで問題となる個々の契約における意思表示の解釈について上告裁判所が審査権を有する範囲は、限定的であるべきであるとされる。具体的には、「原審による解釈が法律の定めまたは一般に承認された解釈準則に違反していないかどうか」、または、「論理法則ないし経験則に反していないか、すべての重要な事実を考慮しているか」に限られるべきであるとされる¹⁶⁾。

この点を明示する最高裁判例が存在する（最判昭和34・3・30民集13巻3号427頁）。この事案では、原判決が、原告（上告人）が佐賀県モーターボート競走会の会長のみを辞任したもので、同会の理事を辞任したものでないと認定したことに対して、最高裁は次のように判示して、審理不尽による理由不備の違法を理由に原判決を破棄した。

「上告人の辞任の意思表示の趣旨は、従来の同会役員選任手続に関する慣習や、辞任の動機等をも考慮して論理の法則と経験則の教える所に従い表意者の真意を探求して、できるだけその意思に副うように解釈すべきこと論を俟たな

12) 秋山幹男他著『コンメンタール民事訴訟法VI』（日本評論社、2014年）310頁、高橋・前掲注(4)695頁。

13) 松本・前掲注(2)214頁。初出は、鈴木正裕＝鈴木重勝編『注釈民事訴訟法（8）上訴』（有斐閣、1998年）243頁〔松本博之〕。筆者の知る限り、この文献が、契約の解釈の上告理由該当性に関する議論を最も詳細に紹介された文献である。

14) 松本・前掲注(2)215頁。

15) 松本・前掲注(2)215頁。

16) 松本・前掲注(2)216頁。

い。しかるに、本件弁論の全趣旨によれば、従来佐賀県モーターボート競走会の会長選任に際しては理事に選任した上その互選とすることなく単に会長に選任する慣例であつたことは明らかであり、また、会長辞任の動機が市長との兼職禁止規定を回避するにあつたことも明白である。されば、原判決が佐賀県モーターボート競走会の会長のみを辞任し同会の理事を辞任しなかつたとするには、右の慣例、動機等に照し、かく認定すべき特段の合理的な理由を示さなければならぬものといわなければならない。」

その他、原審が従うべき「法律の定めまたは一般に承認された解釈準則」とは何かが問題となる。昨今の民法改正のための作業の際に、「債権法改正の基本方針」が示されたが、そのなかに、契約解釈準則に関する判例および学説の到達点が明らかにされているので、これも参考になるであろう。「債権法改正の基本方針」によれば、次の3つの契約解釈準則があるとされる¹⁷⁾。

第1に、債権法改正の基本方針【3.1.1.40】は、「契約は、当事者の共通の意思に従って解釈されなければならない。」と規定する。これは本来の解釈と呼ばれる。第2に、同【3.1.1.41】は、「契約は、当事者の意思が異なるときは、当事者が当該事情のもとにおいて合理的に考えるならば理解したであろう意味に従って解釈されなければならない。」と定める。これは規範的解釈と呼ばれる。第3に、同【3.1.1.42】は、「【3.1.1.40】および【3.1.1.41】により、契約の内容を確定できない事項が残る場合において、当事者がそのことを知っていれば合意したと考えられる内容が確定できるときには、それに従って解釈されなければならない。」と規定する。これは、補充的解釈と呼ばれる。これらの解釈方法が、「一般に承認された解釈準則」であると評価できるのであれば、上告裁判所は、原判決が上述の契約解釈準則に従って契約を解釈しているかどうかを審査すべきこととなる。

これに関しては、損害賠償請求権の放棄をした示談の解釈に関する次の裁判例が存在する（最判昭和43・3・15民集22巻3号587頁）。この裁判例は、「一

17) 民法（債権法）改正検討委員会編『詳解・債権法改正の基本方針Ⅱ 契約および債権一般（1）』（商事法務，2009年）150頁以下。

般に、不法行為による損害賠償の示談において、被害者が一定額の支払をうけることで満足し、その余の賠償請求権を放棄したときは、被害者は、示談当時にそれ以上の損害が存在したとしても、あるいは、それ以上の損害が事後に生じたとしても、示談額を上廻る損害については、事後に請求しえない趣旨と解するのが相当である」としつつも、「全損害を正確に把握し難い状況のもとにおいて、早急に小額の賠償金をもつて満足する旨の示談がされた場合においては、示談によつて被害者が放棄した損害賠償請求権は、示談当時予想していた損害についてのもののみと解すべきであつて、その当時予想できなかつた不測の再手術や後遺症がその後発生した場合その損害についてまで、賠償請求権を放棄した趣旨と解するのは、当事者の合理的意思に合致するものとはいえない」と述べる。これは、上述の解釈準則のうち、規範的解釈または補充的解釈の適否が問題となったと考えられる。

2 契約解釈違反と上告受理申立理由

前述の通り、契約の解釈が法律問題であるとして原判決を破棄する理由となるとしても、最高裁判所が契約解釈違反を理由に上告受理を行うためには、それが318条1項の要件を充たしている必要がある、とりわけ「法令の解釈に関する重要な事項」に該当するか否かが重要となる。もっとも、上告受理決定および不受理決定には理由が付されないため、裁判所がどのような基準で上告を受理または不受理にしているのかは明らかにならない。しかし、上告が受理された事件のうち、原審による契約の解釈が違法であることを理由に原判決が破棄された事件が存在するため、この裁判例を検討することにより、どのような契約解釈違反の場合に、最高裁判所が上告を受理しているのかを推測することはできる。なぜなら、当事者の主張した上告受理申立てが受理される場合、受理された上告受理申立理由が上告理由とみなされ（民事訴訟法318条4項）、これが原判決破棄の理由となることがあるからである（民事訴訟法325条2項）。

以上の裁判例に位置づけられるものとしては、最判平成15・11・14裁時1352

号3頁=判例地方自治254号41頁がある¹⁸⁾。この事案は、津市の住民であるX
らが、三重県（Y）が津市所有の本件土地に県立高校を設置し、対価を払う
ことなく本件土地を使用しているとして、地方自治法（平成14年法律第4号に
よる改正前のもの）242条の2第1項4号に基づき、津市に代位し、Yに対し
て、利用料相当の損害金の支払いを請求するなどしたものである。このような
事案において、最高裁によれば、原審は、次のような事実を認定した。

「(1) ……津市長は、津市内に県立普通科高等学校を新設してもらうため、
昭和47年10月31日、三重県知事に対し、津地区高校新設促進協議会会長として、
新設する高等学校の敷地は必要面積を確保し、造成した上で、三重県（Y）に
寄付することなどを約する旨の『要望書』と題する書面を送付し、同書面はそ
のころ三重県（Y）に到達した。三重県（Y）は、これを受け、津市内に普通
科高等学校を新設することを了承し、津市が取得して造成した本件土地にこ
れを建設することを決定し、同48年8月ころから本件土地に校舎の建築を開
始し、同49年4月、三重県立津西高等学校を開校した。当時、三重県（Y）は、
近い将来、津市から本件土地の寄付を受けることができると考えていた。

(2) ……津市長は、同年9月19日、三重県教育委員会の教育長に対し、同
月20日をもって本件土地の使用管理を委譲する旨、また、所有権帰属につい
ては、登記手続中であるので、その終了後、別途協議したい旨記載した『学校用
地の使用管理について』と題する書面（以下『本件土地使用管理委譲書』とい
う。）を送付し、三重県教育委員会はそのころこれを受領した。

(3) 三重県（Y）は、上記高等学校の開校以来、本件土地をその敷地とし
て無償で使用している。」

原審は、以上の事実認定を前提としたにもかかわらず、本件土地使用管理委
譲書の受領をもって津市とYとの間に本件土地につき使用貸借契約が締結され
たとは認定できないとして（その理由の紹介は省略する）、Xの請求を棄却し

18) その他、本多知成「最高裁民事破棄判決等の実情（1）」判時1859頁（2004年）
19頁以下にも記載がある。なお、契約解釈が経験則違反により破棄されたその他の
事例については、松本・前掲注(2)275頁以下を参照。

た第一審判決を取り消し、Xの請求を一部認容した。この判断に対してYが上告受理申立てを行った。最高裁判所は、次の理由から、原判決を破棄し、Xの控訴を棄却した。

「前記事実関係によれば、津市は、三重県（Y）に県立高等学校を設置してもらうため、三重県（Y）に対し、その敷地として本件土地を提供し、将来これを寄付することを予定していたのであり、三重県（Y）もこのことを前提として本件土地上に県立高等学校を建設するに至ったものであるところ、このような経過で、……津市長と三重県（Y）との間で本件土地使用管理委譲書が授受されたというのであるから、これに基づく三重県（Y）による本件土地の使用は、無償であることが当然の前提とされていたというべきである。そうすると、津市と三重県（Y）との間で、本件土地使用管理委譲書の授受をもって、三重県（Y）が本件土地を前記高等学校の敷地として無償で使用する内容を内容とする本件土地の使用貸借契約（以下『本件使用貸借契約』という。）が締結されたものと解するのが相当である。……以上によれば、三重県（Y）は、本件使用貸借契約に基づき本件土地を無償で使用する権原を有するから、津市に対して本件土地の使用料相当の損害賠償債務を負担しているものではなく、……津市長が上記損害賠償請求権の行使を怠っているということもできない。論旨は理由がある。これと異なる原審の前記判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があり、原判決中Yらの敗訴部分は、破棄を免れない。」

なお、最高裁判所調査官の解説によれば、「本判決は、使用貸借契約の成立を否定した原判決の判断は、証拠に照らして採用できないとしているもので、経験則違反により原判決を破棄した一事例と考えられ」る、と述べられている¹⁹⁾。しかし、最高裁の判決文を読んでも、そのような経験則違反を指摘する箇所は見当たらない。したがって、この裁判例は、原審の認定した事実に基づく契約の解釈に誤りがあることを理由に、原判決を破棄したものと位置づけるべきであろう。

もっとも、この事件について、なぜ上告受理が認められたのかについては、

19) 本多・前掲注(18)20頁。

上告受理決定に理由が付されないために、直接には明らかにはならなかった。考えられる理由としては、解釈による使用貸借契約成立の判断基準を示すものであったことや、多数の住民に利害関係がある住民訴訟であったことなどが考えられるが、いずれも推測の域を出ない。

3 ま と め

以上の考察の結果、最高裁の立場によっても、契約の解釈に関する違法が原判決を破棄する理由となり得、さらに、契約の解釈に関する違法が上告受理申立理由を基礎付けうることも明らかとなった。ただし、後者の場合、どのような場合になぜ「法令の解釈に関する重要な事項」に該当するのかについては、上告受理決定に理由が付されない以上、明らかにはならなかった。以上の考察を前提に、続いて、契約解釈が問題となった事件で上告不受理となったものについての検討を行う。

Ⅲ 水俣病補償協定の解釈をめぐる裁判例の検討

1 事案の概要

(1) 水俣病補償協定と水俣病認定制度の関係

本件は、X（Aの承継人）が水俣病発生の原因企業であるYを被告として、水俣病補償協定に基づく補償を受ける地位にあることの確認を求めて訴えたものである。本件での主要な争点は、水俣病の患者団体とYとの間で締結された補償協定締結後に、Yに対する損害賠償請求の訴えを提起し判決を受け、これにより確定された損害賠償義務の履行を受けた者（A）が、これに加えて補償協定に基づく補償を受け取ることができるか、ということにある。

水俣病補償協定（以下、「本件補償協定」と称する）とは、水俣病に罹患した患者がYを被告として提起した不法行為に基づく損害賠償請求訴訟（以下「水俣病第一次訴訟」と称する）の請求認容判決（熊本地判昭和48・3・20判時696号15頁）の確定後に、患者団体とYとの間で締結された合意のことを指（法雑'20）66-1・2-300

す。これによれば、①Yは、過去の慰謝料（熊本地裁判決により認められた損害賠償額（被害のランクに応じて1600万円、1700万円、1800万円）と同額）のみならず、今後の生活補償（生存者年金・遺族年金）および医療費（医療費・介護手当等）を支払うこと、および、②将来水俣病に認定された者を含む全患者に①の補償を行うことが合意された²⁰⁾。これは、昭和48年7月9日に締結された。

この協定によれば、水俣病に罹患した患者が、本件補償協定に基づく補償をYから得るためには、行政機関により自らが水俣病であることが認定される必要がある。本件補償協定締結当時、水俣病に罹患した患者がYに対して訴訟により救済を受けるのは時間を要するという理由から、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」（以下「救済法」と称する。昭和44年12月15日施行）に基づき、当座の医療費のみを国の予算から支出するしくみが作られており、その医療救済を受ける資格があるかどうかを決めるための制度として「水俣病認定制度」が発足していた。そこで、この水俣病認定制度を用いて、水俣病の認定を受けた者に、Yが前述の補償をYが行うという枠組みが、本件補償協定の成立により確立することとなった²¹⁾。

なお、その後、昭和48年10月5日に公害健康被害補償法（後に「公害健康被害の補償等に関する法律」に改称。以下「公健法」と称する）が成立し、同日施行され、被害者が行政機関により水俣病と認定された場合には、訴訟を経ることなく、医療費のみならず補償給付も受けられる制度が創設され、救済法に基づく水俣病認定制度は、公健法に基づくものに引き継がれた。ただし、本件補償協定に基づく補償内容は、公健法に基づく救済内容を超えるものであるため、水俣病の認定を受けた者は、例外なく、この協定による補償を受け取って

20) 水俣病補償協定本文第1項第1号「本協定の履行を通じ、全患者の過去、現在及び将来にわたる被害を償い続け、将来の健康と生活を保障することにつき最善の努力を払う。」同第3項「本協定内容は、協定締結以降認定された患者についても希望する者には適用する。」

21) 以上の経緯の詳細については、富樫貞夫『〈水俣病〉事件の61年』（弦書房、2017年）74頁以下を参照。

いる²²⁾。

(2) 水俣病認定の遅れと認定基準の厳格化

救済法に基づく水俣病の認定基準が熊本と新潟で区々だったことから、比較的厳しい審査基準に基づいて認定棄却処分を受けた熊本の患者が、行政不服審査請求を行った。これが認められたことを受けて、昭和46年8月7日、環境庁は、関係各都道府県知事に宛てて「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法の認定について」と題する通知（昭和46年環企保第7号。以下「昭和46年事務次官通知」と称する）を出して、認定基準の明確化を図った。この基準の特徴は次の二つにある。一つは、水俣病の認定は、救済法に基づく医療補償を受ける資格があるかどうかを判断するためにあること、であり、もう一つは、水俣工場からのメチル水銀排出と、汚染地域に住んで汚染魚を食べて水俣病に罹患したことの因果関係の存在が重要で、それがあれば感覚障害のみの症状しかなくとも水俣病と認定できること、であった²³⁾。

しかし、水俣病第一次訴訟の判決確定後、水俣病認定の申請者数が激増し、一時は5000人を超える事態となった。そこで、熊本の未認定患者が、熊本県を被告として認定不作為違法確認訴訟を提起し勝訴した。これを受けて、環境庁企画調整局環境保健部長は、昭和52年7月1日、各関係都道府県知事及び政令市市長に宛てて「後天性水俣病の判断条件について」と題する通知（昭和52年環保業第262号。以下「昭和52年判断条件」と称する）を發出した。この新基準は、迅速な審査を行うことができるようにするために、メチル水銀排出と健康被害の発生という因果関係を全く考慮せずに、どのような症状が認められる

22) 島村健「大阪高判平成30・3・28の判例批評」速報判例解説 vol.23 新・判例解説 Watch (2018年) 297頁。ただし、ほぼ唯一、本件補償協定に基づく補償を求めず、公健法に基づく救済を求めた水俣病認定患者（Yの関連会社の元従業員）が存在する。この者は、本件におけるAと同様に、自らが水俣病に認定される前に、Yを被告とする不法行為に基づく損害賠償請求の訴えを提起し、その一部を認容する確定判決を得ていたため、彼が公健法に基づく救済を受ける地位にあるかどうかを巡り争いとなった。最高裁は、これを否定している。最判平成29・9・8民集71巻7号1021頁。

23) 富樫・前掲注(21)76頁以下。

かということだけで判断することができることに特徴がある。しかも、「昭和46年事務次官通知」の基準のように、感覚障害だけで水俣病と認定できるのではなく、それに加えて運動失調のようなその他の症状があることが求められるようになった。その結果、迅速な審理と引き換えに、認定申請を棄却する処分が多数でることとなった²⁴⁾。Aもその一人である。

Aは、昭和53年9月30日に、熊本県知事に対し、公健法に基づく認定を申請したが、同知事は、昭和55年5月2日、Aの同申請を棄却する旨の処分をした。Aは、同年7月3日、同知事に対し、同処分に対する異議申立てをしたところ、同知事は、昭和56年9月28日、Aの同異議申立てを棄却する旨の決定をした。Aは、同年10月28日、前記処分を不服として、公害健康被害補償不服審査会に対し、審査請求をしたところ、同審査会は、平成19年3月22日、同審査請求を棄却する旨の裁決をした。

(3) 未認定患者による損害賠償請求とその実現

以上のように、水俣病の認定手続が進まないなかで、未認定の患者たちは、昭和57年10月28日に、Y、熊本県、および国を被告として損害賠償請求の訴えを大阪地裁に提起するに至る（以下、この訴訟のことを「水俣病関西訴訟」と称する）。Aも昭和63年2月8日に同じ訴えを提起し、この訴訟は水俣病関西訴訟に併合された。

水俣病関西訴訟において、Aは、「(救済法あるいは、公健法において)認定された水俣病患者」であるかどうかとは無関係に、メチル水銀中毒による被害についての不法行為に基づく損害賠償請求事件における「メチル水銀中毒症」に罹患した者と「一応認められ」た結果、Yに対して慰謝料600万円、弁護士費用50万円の計650万円の限度で支払いを命じる判決が言い渡され（大阪高判平成13・4・27判時1761号3頁）、後にそれが確定した（最判平成16・10・15日民集58巻7号1802頁）。

なお、Aは、水俣病関西訴訟の第一審判決において、850万円の損害賠償が認容され、さらに、この判決の仮執行宣言に基づいて、チッソから850万円を

24) 以上について、富樫・前掲注(21)82頁以下。

受け取っている。ただし、この判決が変更され、確定した後も、差額の200万円を返還していない。

(4) 水俣病の厳格な認定基準の違法性判断とAの水俣病認定

Aは、水俣病関西訴訟で一部勝訴したにもかかわらず、水俣病の認定申請を取り下げなかった。むしろ、Aは、平成19年5月16日、公健法に基づく認定申請の棄却処分および公害健康被害補償不服審査請求を棄却する裁決を不服として、これらの各取消しを求めるとともに、熊本県知事において、Aに対し、公健法4条2項に基づき原告がかかっている疾病が水俣市及び葦北郡の区域に係る水質の汚濁の影響による水俣病である旨の認定をすることの義務付けを求める訴えを提起した（義務付け訴訟は平成16年行訴法改正で新設された）。これに対して、最高裁は、「昭和52年判断条件は、……上記症候の組合せが認められる場合には、通常水俣病と認められるとして個々の具体的な症候と原因物質との間の個別的な因果関係についてそれ以上の立証の必要がないとするものであり、いわば一般的な知見を前提としての推認という形を採ることによって多くの申請について迅速かつ適切な判断を行うための基準を定めたものとしてその限度での合理性を有するものであるといえようが、……上記症候の組合せが認められない場合についても、経験則に照らして諸般の事情と関係証拠を総合的に検討した上で、個々の具体的な症候と原因物質との間の個別的な因果関係の有無等に係る個別具体的な判断により水俣病と認定する余地を排除するものとはいえないというべきである」と判示し、感覚障害のみの症状があるだけでも水俣病と認定する余地があることを示した（最判平成25・4・16民集67巻4号1115頁）。

この最高裁判決を受けて、熊本県知事は、平成25年5月7日、Xの申請により、公健法5条1項に基づき、Aが水俣病の認定を受けることができる者であった旨決定した（判例時報2384号73頁）。

(5) 本件訴訟の争点

以上の経緯から、Aの相続人Xが、Yに対して本件補償協定に基づく補償を求めたのに対しYがこれを拒絶したため、「XがYに対して本件補償協定書記

載の協定上の権利を有する地位にあることを確認する」ことを求める訴えを提起した。これが本件訴訟である。

繰り返しになるが、本件での主要な争点は、本件補償協定締結後に、Yに対する損害賠償請求の訴えを提起し判決を受け、これにより確定された損害賠償義務の履行を受けた者（A）が、これに加えて補償協定に基づく補償を受け取ることができるか、ということにある。この可否の判断のために、本件補償協定がどのように解釈されるべきかが争いとなった。

具体的には、本件補償協定に基づく補償給付をYに対して求めることができる本件補償協定の本文第3項にいう「認定された患者」の意義の解釈が主に問題となった。とりわけ、Yは、被告の患者に対する損害賠償債務の具体的内容が既に判決によって確定し、当該損害賠償債務が弁済されるなどして、その具体的内容について紛争がもはや存在しなくなっている者に対し、Yが本件協定所定の債務を負担することまで合意されたものではないと主張するため、その当否が問題となった。

なお、Xらは、本件補償協定を第三者のためにする契約と解して、平成26年12月22日、Yに送達された訴状によりYに対して、本件補償協定の適用を受ける旨の意思表示をしており、この点は裁判所により認定されている。

2 第1審の判断（大阪地判平成29・5・18判時2384号88頁）

第一審は、「認定された患者」の意義について、認定制度の運用の実態から、次のように判示する。

「(ア) ……本件協定の締結当時は、公健法及び救済法の制定によって水俣病の患者であることを行政が認定するという仕組みが整備されつつあり、昭和46年事務次官通知の発出によって水俣病の認定の範囲が拡大され、実際、Bのように新しく水俣病に認定される患者が現れるなど水俣病の認定制度が円滑に今後機能していくことが期待される状況にあったことが認められる。本件協定の締結後、52年判断条件の発出によって水俣病の認定の範囲は実質的に縮小され、Aらのように申請棄却処分までに長期間を要したり申請棄却処分を受けた

後も不服審査制度を利用したりするなどして水俣病の認定を数十年間待ち続ける患者が現れるようになったが、被告を含めた水俣病の全ての関係者において、本件協定の締結時、水俣病の認定制度がそのような状況になることを想定していなかったと考えられる。

そして、前記の本件協定の締結当時の状況に鑑みれば、被告及び東京交渉団は、水俣病の認定を待つ患者が、認定に対する判断の結果を待つことなく被告に対して損害賠償請求訴訟を提起するという事態が生じることは想定しておらず、水俣病にり患した者は、行政から水俣病の認定を受け、それを基に本件協定の適用を被告に対して求めることによって、本件協定に規定された補償を受けることが予定されていたと認められる。

そうすると、被告及び東京交渉団に、『認定された患者』について、被告に対して不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起して確定判決を受けた者を除くという意味があったとは考え難い。

(イ) 実質的に考えても、患者が水俣病の認定を申請したにもかかわらず、長期間、それに対する処分が確定しない場合において、後に本件協定の適用を受けようとする者は損害賠償請求訴訟の提起を控えなければならないとすると、〔1〕後に水俣病の認定を受けることができた場合であっても、被告から本件協定に基づく金銭的補償を受けるまで相当長期間を待たなければならなくなるのであり、〔2〕仮に水俣病の認定を受けられなかった場合には、その後被告を相手取り損害賠償請求訴訟を提起しようとしても、消滅時効や除斥期間の適用によって損害賠償請求権が消滅してしまっているおそれが生じるのである。

認定制度が患者に起因しない要因によって前記(ア)の状況にある中で、患者が損害賠償請求訴訟を提起して確定判決を得たことを患者に不利に解釈するのは、本件協定の解釈として相当とはいえない。」

以上から、「本件協定は、水俣病にり患させられたことについての不法行為に基づく損害賠償請求権の具体的内容が判決によって確定しているかどうかを問うことなく、水俣病の認定を受けた患者であれば本件協定の適用を受けることを認め、広く救済を受ける機会を与える趣旨で締結された」と解することが相

当であって、本件協定の本文第三項の「認定された患者」について、損害賠償請求訴訟を選択した者を除外する趣旨であったと解することはできない」と判示した。

3 控訴審の判断（大阪高判平成 30・3・28 判時2384号66頁）

第一審判決に対してYが控訴したが、控訴裁判所は、とりわけ本件補償協定の趣旨を以下のように解して、原判決を取消し、Xの請求を棄却する判決を言い渡した。

「本件協定は、患者らが、Yに対し、自主交渉や調停・訴訟等をする負担を負うことなく、健康被害に係る損害の迅速な補償を受けられるようにするため、後日、認定された患者が、Yに対し、水俣病による被害の補償を希望した場合には、Yに対し、因果関係のある損害について争わず、本件協定の協定内容に従った補償をすることにより、損害を賠償すべき義務を課す合意であるということが出来るが、あえてそのような手続を設けたということに加え、物価の変動、症状の変化があった場合における対応をも予定していることからすると、本件協定は、協定に応じた者については、そもそも、協定外の手続によって別途補償を行うことを、予定していなかったものと考えられる。すなわち、当事者の合理的意思としては、本件協定に従って補償を受けることは、訴訟による損害の確定及び判決に基づく履行とは、そもそも二者択一の手続として想定されていたものと解することが自然である。

そのように解したとしても、患者らにとっては、本件協定の締結時点において、補償の範囲が、『〈協定内容〉』の限度にはなるものの、これは、昭和48年判決で認容された金額を上回るものである上、後日認定された患者も、訴訟等における損害認定の多寡という、いわば予測できない事態が避けられ、既に金額が提示されている補償を受けられる方途を確保できることになり、仮に、本件協定の適用を受ける前提となる認定がされない場合や、本件協定の内容そのものに納得できないのであれば、別途、Yに対して損害賠償請求訴訟を提起するなどという手段が確保されているのであるから、相応の合理性があるものと

いえる。他方、Yとしても、従来は、患者らから裁判が提起される都度、これらの裁判において、個々の患者らの損害額を争ってきたところ、本件協定を締結することにより、損害額が昭和48年判決で支払義務を認められたものを超える形で、固定されることにはなるものの、第三者（行政）の認定を受けるということで患者が限定され、紛争による各種負担も回避できることになるため、認定を受けた全ての患者に対して所定の補償をすることとしても、相応の合理性があるとの判断に至ったことから、東京交渉団との合意に至ったものと解される。」

「なお、水俣病の認定については、本件協定の成立時には、昭和46年事務次官通知が適用されていたものの、その後、認定申請者の著しい増加等を踏まえて昭和52年判断条件が示され、それ以後は、これによる認定がされていくこととなったこと、これに対し、未認定患者らが反発したことは、前記……で認定したとおりである。しかしながら、認定制度は、そもそも救済法等に基づくものであるところ、本件協定の成立時には、判断基準を定める法令が、今後どのように運用ないし改正されることになるのかは、本件協定の当事者である東京交渉団及びYの双方とも、認識できなかったものであるから、当事者双方にとって、自己が不利益を被る可能性があったものである。そして、Yも、昭和46年事務次官通知を前提に、本件協定に応じたものと解される。

以上のような本件協定成立時の状況に照らせば、たまたま、形式的に見れば、本件協定の成立時の判断基準であった昭和46年事務次官通知よりも厳しい昭和52年判断条件が、その後示され、Aについては、水俣病の認定を受けるまでに長期間を要することになったとしても、それは、あくまでも結果論であるといわなければならない。」

「このように、『認定』を得たことが、本件協定の適用を受けるための条件である以上、未認定患者としては、認定を待つか、訴訟等によるかを自ら選択すべきであることは、本件協定が当然に予定している事柄であるというべきである。すなわち、訴訟で損害を確定し、判決による履行まで得た患者が、さらに本件協定に基づく救済を求めることは、本来、予定していない事態であった

と解される。』

「以上によれば、本件協定に基づく補償（その詳細は、『〈協定内容〉』のとおりである。）は、患者らが、控訴人の水俣工場の排水に含まれていたメチル水銀により水俣病に罹患したことによる健康被害に係る損害の賠償について、Yが補償すべき『損害』の範囲を明らかにし、補償の履行の方法を合わせて定めたものであり、Yは、認定された患者らであり、かつ、本件協定による解決を希望する者に対しては、『〈協定内容〉』に従った補償を行うべきことを定めたものというべきである。」

4 検 討

本件では、本件補償協定は、「認定に対する判断の結果を待つことなく被告に対して損害賠償請求訴訟を提起するという事態が生じることは想定して」いないとするのが当事者の合理的意思に適うとする第一審の判断と、「当事者の合理的意思としては、本件協定に従って補償を受けることは、訴訟による損害の確定及び判決に基づく履行とは、そもそも二者択一の手続として想定されていたものと解することが自然である」とする控訴審の判断が、最も対立する。

筆者は、第一審の解釈の方が自然であると考える。たしかに、第三者のためにする契約であるから、控訴審が述べるように、第三者（A）は補償協定に基づく補償を受けるかどうかの選択権を形式的には有することになる。しかし、第一次訴訟の認容額よりも多額の補償を得ることができ、さらに通常は訴訟よりも迅速に権利を実現できると考えられる本件補償協定を第三者が選択しないことは事実上考えられない。Y側も、個別に応訴する負担を免れる点でメリットがある。

これに対して、控訴審の解釈は不自然であるといわざるを得ない。とりわけ、本件補償協定が締結されたのは昭和48年7月9日であり、その当時は、比較的緩い審査基準である「昭和46年事務次官通知」にしたがって水俣病の認定業務が行われており、これを前提に本件補償協定は締結されている。したがって、当事者の合理的意思は、規範的解釈の準則によれば、この事実を前提に解釈さ

れるべきである。これに対して、控訴審判決の契約解釈は、認定基準が（さらに緩和されるのであれ厳格化されるのであれ）将来変更されうることが、本件補償協定締結時に予定されていたことを両当事者が認識していることを前提に行われている点が、著しく不自然である。仮に、認定基準が将来変更されうることを当事者が本件補償協定締結時に認識していたとすれば、本件補償協定による補償か訴訟による損害の確定かのいずれか一つを選択することを強いる契約を、水俣病の患者団体は締結したであろうか。そのような補充的解釈をすることができないことは容易に想像できる。したがって、控訴審の契約解釈は、一般に承認されている契約解釈準則または経験則に違反するものであると評価すべきではなかっただろうか。以上のように、筆者の評価によれば、この事件は、契約の解釈準則違反を理由に、原判決を破棄しうるものであったと考える。

仮に以上の評価が正しいとすれば、最高裁はこの事件についてどのような裁判をすべきであっただろうか。

まず、最高裁は、当該事件を超えて広く通用しうる法令違反が問題となっていなくとも、当該事件の結果に影響を及ぼしうる法令の違反があることを理由に、上告を受理することが考えられる。しかし、通説によれば、このような上告受理は許されないの、契約の解釈準則に違反することを理由に上告が受理されるためには、当該契約準則違反が、当該事件を超えて他の事件に広く通用するものであることが重要である。

この点については、前述のとおり、筆者から見れば、本件は、契約の解釈の方法をめぐる争いという意味でも、Xと類似の状況を有する多くの市民が存在しうるという意味でも、個別事件の解決を超えた重要な法令の解釈が問題となっていると考えられる。この意味では、本事件においては、最高裁は、最終的に上告棄却判決が言い渡される可能性があるとしても、上告受理決定をすべきであったのではないかと考える。仮に上告不受理決定を言い渡す場合であっても、当該事案においてなぜ上告を受理しなかったかについて理由を示す必要があったのではないかと考える。上告不受理決定を言い渡すかどうかは裁判所の裁量に委ねられるとしても、最高裁は、裁判の透明性確保のために、上告不

受理の理由について説明責任を負うべきではないだろうか。

IV おわりに

本稿では、契約の解釈の誤りが上告審で検討された裁判例を検討したことにより、最高裁判所が、上告受理決定・不受理決定をする際にはその理由を付す必要がないとしていることには問題があることを明らかにした。すなわち、ある事件における契約の解釈が、その事件を超えて広い射程を有する問題である場合には、それだけで上告を受理すべきであるが、筆者の評価によれば、上記の要件が充たされている事件であるにもかかわらず、上告が受理されない事件が存在するのではないか、という問題を提起した。そのような疑念が生じないようにするには、上告を不受理にする決定をする際には、最高裁は、少なくともその判断が分かれうる事件については、不受理決定により詳細な理由を付すべきであると述べた。

もっとも、以上の主張をわずか1件の裁判例を検討しただけで行うのは、非常に危険であることも自覚している。そのため、上告制限に関する事例分析や比較法的考察を行い、本稿における結論を検証することを今後の課題とさせていただきます。

【付記】 高橋眞先生、吉井敦子先生には、日頃から大変お世話になりました。とりわけ、高橋眞先生からは、筆者が大阪市立大学大学院法学研究科後期博士課程に在籍中に、民法の演習に参加させてもらい、また、筆者の博士論文の審査も引き受けてくださりました。非常に拙い論考ではありますが、日頃からの感謝の念を込めてこれを献呈させていただきます。

次に、本裁判例の原告側訴訟代理人の小野寺学弁護士、田中泰雄弁護士からは、上告受理申立理由書を送付していただくなどのご厚意を賜りました。ここに御礼を申し上げます。

最後に、2019年8月に大阪市立大学民法研究会において、2019年11月に民事手続研究会にて、本稿に関する報告をさせていただきました。出席して下さった先生方から頂いたご意見を参考にさせていただきました。ありがとうございました。